

事業種別	事業名			事業主体	負担率				採択基準		備考				
					国	県	地元等	受益面積 (ha)	要件等						
農業生産基盤整備・保全事業	農村環境保全対策事業	水質保全対策	農業用排水施設	県	50	30以上	20以内								
			客土	県	50	30以上	20以内								
		地盤沈下	大規模	県	55	30以上	15以内	400							
			小規模	県	50	30以上	20以内	20							
	総合農地防災事業	農村災害対策整備事業	県	50~55				2~60	事業種類にある事業を少なくとも1つ実施し、事業毎の受益面積要件を満たす	H20(新) 負担割合未定					
管理	土地改良施設維持管理適正化事業		土地改良施設維持管理資金造成費	団体	30	30	40								
	国営造成施設管理体制整備促進事業			団体	50	25	25								
農村整備事業	農村振興整備事業	農村振興総合整備事業	高齢者福祉基盤整備	県及び団体	50	25	25		農村振興基本計画又はこれに準ずる計画により、左記テーマ区分により単一もしくは複数の事業を選択して実施する						
			田園居住空間整備												
			地域資源循環管理												
			地域環境整備												
			地域伝統文化基盤整備												
			雇用創出基盤整備												
			地域情報基盤整備												
			都市近郊交流基盤整備												
	地域用水環境整備事業	県	50	25	25		農業水利の保全管理又は整備と一体的に実施 総事業費5,000万円以上								
		団体	50	0	50										
	農村振興整備支援事業(ソフト)				50又は定額	未定	未定		住民参加による自主的な活動などの取り組みを支援						
	中山間総合整備事業	中山間地域総合整備事業	広域連携型		県	55	30	15	60 生20 特20	原則複数市町村にまたがる地域で下記要件による 農村振興基本計画に基づく2以上の生産基盤整備の受益が60ha以上 林野率≧50% 農地主傾斜1/100以上≧50% (特殊地形は20ha以上 林野率≧75% 農地主傾斜1/20以上≧50%)					
				一般型											
				生産基盤型											
			集落型	生活環境型							団体	55	生産0.5 環境0 施設0	44.5~45	20 10
一般型															
生産基盤型															
生活環境型															
中山間地域総合農地防災事業			県	55	28	17	10	受益面積10ha以上							
農村総合整備事業	県	50	25~0	25~50		農業基盤整備事業、農村生活環境基盤整備事業、農村交流基盤整備事業、特認事業を整備計画に基づき実施する									
農村総合整備事業	団体	50	0	50		農業振興地域内、受益戸数概ね20戸以上									
活性化対策	農山漁村活性化対策	農山漁村 里地棚田保全整備事業		県	55	30	15	60(20)	要件は中山間事業に準ずる 総事業費≧1,500万円						
				団体		0	45	20(10)	要件は中山間事業に準ずる 総事業費≧1,500万円						
復旧	災害復旧	農地等災害復旧事業		農地	50	-	残		※農地等災害復旧事業は増高補助の場合がある						
				農業用施設	65	-	残								
県単土地改良事業	農村地域活性化農道整備事業			県		70~90	10~30	10	県営土地改良事業で造成された農道、施設と関連があり、その効果が著しいと認められるもの						
	農村景観形成事業			県		100			地域の環境づくりとして高い効果がある 修景施設等の整備						
	鳥獣害防除事業			団体		30	70	1	鳥獣による被害を防止する施設の設置						
	特産農産物生産支援整備事業			団体		50	50	3	特産農産物生産計画を作成した地区であること。						
	企業の農業経営推進支援モデル事業			団体		50	50	1	企業の経営面積が1ha以上						
	耕作放棄地等再生整備支援事業			団体		50	50		・農地・水・環境保全向上対策等による共同活動を行っている地域 ・市町村基本構想に耕作放棄地の発生防止・解消を図る区域として指定されていること ・事業対象地域に耕作放棄地が1ha以上含まれていること						
	山梨果樹園地化促進支援事業			団体		(定額)			・果樹産地構造改革計画が策定されていること ・果樹園地化モデル地区に指定されていること ・農地の集団化、団地化が見込める地域であること ・県営土地改良事業でほ場整備を実施する地区であること						